

【注】色彩基準、視点場、路外駐車場、特定照明の定義（第3章において同じ）

1 色彩基準：

- 色彩基準は景観重点区域・・・同一の基準とします（従属色・アクセント色を除く）。
- 色相、明度、彩度の基準は日本工業規格（JIS）Z8721 に定めるマンセル値によります。

部位	色相	明度	彩度	従属色・アクセント色の彩度			
				景観重点区域	景観重点区域		
外壁	R・Y R・Y	8.5 以下	3 以下	4 以下	5 以下		
	N						
	GY・G・BG・B・PB・P・RP		1 以下	2 以下	3 以下		
屋根	R・Y R・Y	6 以下	3 以下				
	N						
	GY・G・BG・B・PB・P・RP		1 以下				
工作物	Y R	8.5 以下	3 以下				
	N						
	R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP		認めない				

2 視点場：19 ページに定める視点場

3 路外駐車場：不特定多数の人が利用できる、一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの

4 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

色彩基準の例 (主なマンセル表色系を抜粋)

